

訪問看護利用料金表（介護保険）

[illegible]

[illegible]

早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）は上記料金に25%の割増料金が加算されます。深夜（午後10時～翌午前6時）は、上記料金に50%の割増料金が加算されます。ただし、初回の緊急時訪問に限り割増料金の加算はありません。										
同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合上記単位数の10%減										
1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 上記単位数の10%減										
1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 上記単位数の15%減										
准看護師が指定訪問看護を行った場合上記単位数の10%減										
<緊急時訪問看護加算>										
利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあり必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合に1月に1回加算されます。										
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）：緊急時における看護業務の負担軽減の取組みを行っている場合										
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）：上記以外の場合										
<特別管理加算>（1月につき）										
特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。										
特別管理加算（Ⅰ）※重症度が高い										
在宅麻酔等注射指導管理、										
在宅腫瘍化学療法注射指導管理										
在宅強心剤持続投与指導管理										
気管カニューレを使用している状態										
留置カテーテルを使用している状態										
排泄の性状、量の観察、薬剤注入、水分バランスの計測等、計画的な管理を行っている場合に算定されます。 ※留置カテーテルが挿入されているだけでは算定しません										
特別管理加算（Ⅱ）										
在宅自己腹膜灌流指導管理										
在宅血液透析指導管理										
在宅酸素療法指導管理										
在宅中心静脈栄養法指導管理										
在宅成分栄養経管栄養法指導管理										
在宅自己導尿指導管理										
在宅人工呼吸指導管理										
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理										
在宅自己疼痛管理指導管理										
在宅肺高血圧症患者指導管理										
人工肛門又は人工膀胱を設置している者										
真皮を超える褥瘡の状態にある者										
在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定（週3回以上の点滴注射）										
<初回加算>										
新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に加算されます。										
要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合も加算されます。										
初回加算Ⅰ：退院当日に初回の訪問看護を実施した場合										
初回加算Ⅱ：退院日以降に初回の訪問看護を実施した場合										
<退院時共同指導加算>										
病院、診療所を退院又は介護老人保健施設又は介護医療院に入院中（入所中）の利用者に対し、退院・退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回（特別な場合は2回）加算されます。										

<長時間訪問看護加算>										
特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となる時、1回の訪問看護につき加算されます。										
<複数名訪問加算>										
下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。										
利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合										
暴力行為、迷惑行為等が認められる場合										
その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合										
複数名訪問加算（Ⅰ）：2名の看護師が同時に訪問看護を行う場）										
複数名訪問加算（Ⅱ）：看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合										
<サービス提供体制強化加算>										
下記のいずれかの条件を満たし、サービスの質が一定以上に保たれるための取組を行っている事業所の場合、1回の訪問看護につき加算されます。										
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：職員総数の30%以上が、勤続年数7年以上の場合										
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）：職員総数の30%以上が、勤続年数3年以上の場合										
<専門管理加算>										
指定訪問看護ステーションの「緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア、人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師」または「特定行為研修を修了した看護師」が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算されます。										
<口腔連携強化加算>										
口腔の健康状態の評価を看護師等が実施した利用者の同意を得て歯科医療機関とケアマネジャーに口腔の健康状態の評価結果の情報を提供した場合に加算されます。										
<ターミナルケア加算>（介護予防は適応なし）										
在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）										
<看護・介護職員連携強化加算>（介護予防は適応なし）										
訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護事業所の訪問介護員等に対して痰の吸引等の業務が円滑に行われるよう、痰の吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応について助言を行うとともに、訪問介護員等に同行し、利用者の居宅における業務の実施状況について確認した場合、又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合に算定します。										
<看護体制強化加算>										
中重度の要介護者等の在宅生活を支える訪問看護体制を有し、一定割合以上の実績等がある事業所の場合に加算されます。										